

岩手県告示第 602 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 19 年 8 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立宮古病院	宮古市崎楸ヶ崎第 1 地割 11 番地 26	平成 22 年 8 月 11 日